

# 『専利審査指南』（2023）改正についての解説（一）

発表日：2024-01-18

## 発明と実用新案専利出願の初歩審査及び国内段階に移行した国際出願の審査

### 一、改正の背景

専利法及びその実施細則の改正に適応し、国際規則の発展の傾向に順応し、手続の実行をさらに簡略化し、審査フローをさらに最適化するために、審査指南第一部分第一章「発明専利出願の初歩審査」、第一部分第二章「実用新案専利出願の初歩審査」及び第三部分「国内段階に移行した国際出願の審査」に対して調整及び整備を行った。

### 二、改正内容

#### （一）新たに追加した引用による補充制度について

##### 1. 受理の関連規定

第五部分第三章第 2.3.3 節を新たに追加し、出願人が先行出願書類を引用する方式により、抜けていた請求の範囲又は明細書（実用新案の添付図面）を補完する際の、請求人が引用による補充の声明を提出する条件及び時機を含む受理プロセスを明確化し、先行出願の引用による抜けていた書類の補完の期限の要件、及び受理条件を満たす又は満たさない場合の審査規則などを確認した。

##### 2. 初歩審査の関連規定

第一部分第一章第 4.7 節を新たに追加し、発明専利出願の初歩審査における引用による補充の適用についてさらに細分化した規定を行い、引用による補充に関する実行手続を規範化し、具体的な規則を明確化した。そのうち先行出願書類を引用する方式により補完できる出願書類は以下を含む。(1) 抜けていた請求の範囲又は明細書。(2) 誤って提出した請求の範囲、明細書、又は欠けていたもしくは誤って提出した請求の範囲又は明細書の一部の内容。特に注意すべきこととして、補完する出願書類の内容は、先行出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれるものでなければならない。

第一部分第二章第 7.6 節を新たに追加し、引用による補充に係る実用新案専利出願の初歩審査基準に発明専利出願の関連規定を適用することを明確化した。

##### 3. 実体審査の関連規定

第二部分第八章第 3.2.2 節では、実体審査の段階で、「検査対象の書類」が引用による補充の方式で補完された出願書類を含まなければならないことを明確化した。同章第 4.1 節では、引用による補充の内容が当初の出願書類の一部であることを明確化した。

#### 4. 国際出願の国内段階移行の関連規定

第三部分第一章第 5.3 章では、国際段階で引用による補充を行う項目又は一部が存在する国際出願が中国国内段階に移行する時に実行しなければならない手続を細分化し、初歩審査段階の審査規則を明確化し、それに対応して特許協力条約実施細則の関連規定についての保留の記述を削除した。同章第 5.2.2 節「先行出願書類の副本を照査する必要がある」例に、国際段階で引用による補充を行う項目又は一部が存在する状況を追加した。

第三部分第二章第 3 節では、補完された書類が規定に合致するかどうかを確認することなどを含む、実体審査段階の関連審査規則を明確化した。

第一部分第二章第 15.1.2 節では、実用新案の中国国内段階に移行した国際出願の関連審査基準に対して、第三部分第一章第 5.3 節の規定を適用することを明確化した。

#### 改正についての解説

国際規則の発展の傾向に順応し、革新主体によりよく貢献するために、今回の専利法実施細則では第 45 条を新たに追加し、引用による補充制度を導入し、すなわち「発明又は実用新案専利出願で請求の範囲、明細書又は請求の範囲、明細書の一部の内容が欠けているか又は誤って提出されたが、出願人が提出日に優先権を主張している場合、提出日から起算して 2 か月以内又は国務院専利行政部門が指定した期限内に先行出願書類を引用する方式で補完を行うことができる。補完された書類が関連規定に合致する場合、初回に書類を提出した日を出願日とする。」引用による補充の目的は、出願書類の請求の範囲、明細書又はその一部の内容が抜けていた場合又は誤って提出された場合、出願人が一定の条件で先行出願書類を引用する方式により抜けていた又は正確な内容を出願書類に補足することで、当初の出願日を留めておくことを許容することである。

審査指南では関連内容についてさらに細分化した規定を行い、以下を明確化した。(1) 専利出願の初回の提出時に先行出願の優先権を主張し、引用による補充の声明を提出しなければならない。(2) 引用による補充の確認声明及び関連書類を提出する期限は初回の専利出願提出の日から起算して 2 か月以内又は専利局が指定した期限内でなければならない。(3) 提出する書類は引用による補充の確認声明、補完する関連書類などを含む。

通常の国内出願について、出願書類に請求の範囲又は明細書が欠けている（実用新案に添付図面がない）場合、専利法実施細則第 44 条第 1 項第 (1) 号に規定の受理しない状況に該当し、よって、出願人が引用による補充の方式により上記書類を補完する時は、まず受理条件の審査を行わなければならない。受理条件の審査に合格した場合、専利局は受理通知書を発行し、出願日を確定する。受理条件の審査に合格しなかった場合、書類不受理通知書を発行する。受理段階では関連の期限及び抜けていた補完された書類が受理条件を満たすかどうかについてのみ審査を行うため、補完された出願書類が引用による補充の具体的な要件に合致するかどうかについては、初歩審査の段階で審査を行う。初歩審査を経て、主張している優先権が関連規定に合致しないと認定された場合、又は引用による補充の声明、先行出願書類の副本及びその中国語訳文が審査指

南第一部分第一章第 4.7.1 節の規定に適合しないことが確認された場合、実質的に出願書類が欠けている状況に該当し、受理条件を満たさず、専利局は専利出願受理取り消し通知書を発行する。補正後に補完された出願書類の内容が依然として先行出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれず、かつ関連規定に合致する場合、新たに出願日を確定し、書類を補完した日を出願日とする。

「先行出願書類を引用する方式で、誤って提出した請求の範囲、明細書、又は欠けているもしくは誤って提出した請求の範囲、明細書の一部の内容を補完する」状況について、関連内容は受理条件の審査に関わらないため、初歩審査段階で審査を行う。審査指南第一部分第一章第 4.7.2 節の関連規定に合致しない場合について、引用による補充の声明が未提出であると見なされる可能性があるか、又は新たに提出日を確定する可能性がある。

分割出願について、初回に提出した出願ではないため、引用による補充制度は適用しない。

国際出願について、引用による補充の審査については主に国際段階で受理官庁により完了する。ただし国内段階移行手続を実行する時に、出願人は依然として引用による補充に関連する先行出願書類の副本の中国語訳文などの資料を提出しなければならない。国内段階に移行した後、審査官が、優先権が関連規定に合致しないこと又は引用による補充を行う項目又は一部についての受理官庁の審査許可に明らかに誤りが存在することを発見した場合、出願人は中国に対する出願日を修正して引用による補充を行う項目または一部を留めておくことを選択するか、又は中国に対する出願日を修正せずに引用による補充を行う項目又は一部を削除するように請求することができる。新たに提出日を確定することにより出願日が優先日から起算して 12 か月を超えているが優先権の期限満了から 2 か月後までの日となった場合、出願人は優先権の回復を請求することができる。

注意すべきこととして、引用による補充制度は請求人のために提供される救済手続に属するため、救済が重複する状況を回避するために、審査指南では専利法実施細則第 6 条第 2 項を、出願人が専利法実施細則第 45 条に規定の期限に遅れた場合に適用せず、専利法実施細則第 36 条及び第 37 条の規定に該当する状況には専利法実施細則第 45 条の規定を適用しないと規定した。

## **(二) 新たに追加した優先権回復制度について**

### **1. 初歩審査の関連規定**

第一部分第一章第 6.2.6.2 節を新たに追加し、専利法実施細則第 36 条に基づく回復（以下、期限を超えた優先権回復と略称する）の手続実行について明確化し、第一に、回復を請求する時機は先行出願の出願日から起算して 12 か月の期限が満了する日から 2 か月以内で、かつ専利局が公開準備を完了する前である。第二に、提出する書類は専利権回復請求書及びその他の必要な書類、例えば先行出願書類の副本、優先権譲渡証明書類などを含む。第三に、納付しなければならない費用は専利回復請求費用、優先権主張費用を含む。また、審査指南ではさらに審査規則、及び期限を超えた優先権回復の適用の除外を明確化した。

第一部分第二章第 4.2 節では、期限を超えた優先権回復に係る実用新案専利出願の初歩審査基準に発明専利出願の関連規定を適用することを明確化した。

## 2. 実体審査の関連規定

第二部分第三章第 4.1.1 節、第 4.2.1 節では優先権確認に関する一般原則において、後続出願の出願日の時間要件に、期限を超えた優先権回復の例外の状況を補足した。

### 改正についての解説

専利法実施細則第 36 条では、発明及び実用新案の期限を超えた優先権回復の規定を追加し、出願人が期限に遅れた状況のためにより多くの救済機会を提供した。審査指南の複数の関連章節で適応する改正を行い、期限を超えた優先権回復の手続の実行、審査規則及び適用の除外などを規定した。出願日が優先日から起算して 12 か月後以降であるが、14 か月以内であり、かつ出願と同時に優先権を主張する場合について、14 か月の期限が満了する前に優先権回復の請求を提出することができる。

審査フローを合理的かつスムーズにし、関連の期限を明確にするために、審査指南では専利法実施細則第 37 条の規定に該当する状況には専利法実施細則第 36 条の規定を適用しないと明確化している。また、期限を超えた優先権の回復は出願人が専利法第 29 条に規定の期限に遅れたことにより優先権を主張していないとみなされる場合の救済手続を与えているため、専利法実施細則第 6 条第 1 項、第 2 項は出願人が専利法実施細則第 36 条に規定の期限に遅れた場合に適用しない。

### (三) 新たに追加した優先権主張の追加又は訂正制度について

第一部分第一章第 6.2.3 節を新たに追加し、出願人が優先権主張の追加又は訂正を提出する場合の関連規定を明確化した。第一に、優先権主張を追加又は訂正するよう請求する提出時機を、優先日から起算して 16 か月以内又は出願日から起算して 4 か月以内で、専利局が公開準備を完了する前と規定した。第二に、実行しなければならない手続について、優先権主張を追加又は訂正する請求書を提出し、優先権主張を追加する場合、さらに優先権主張費用を納付しなければならないと規定した。第三に、提出しなければならない優先権主張を追加又は訂正する請求書の記入要件について、請求書に先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称を記入するよう規定した。また、初歩審査の対応する審査規則、及び適用の除外も明確化した。

### 改正についての解説

専利法実施細則に、第 37 条の優先権主張の追加又は訂正に関する規定が追加され、優先権の手続要件が緩和され、出願人の請求書における優先権主張の記入漏れ又は書き間違いの状況に対して救済の機会が与えられた。

出願人が当該制度を使用する時は、専利法第 30 条の規定を同時に満たさなければならず、すなわち出願提出時に少なくとも 1 つの優先権を主張しなければならない。

注意すべきこととして、専利法実施細則第 36 条の規定に該当する状況では、専利法実施細則第 37 条の規定を適用せず、専利法実施細則第 6 条第 2 項は出願人が専利法実施細則第 37 条に規定の期限に遅れた場合に適用しない。

#### (四) 新規性喪失の例外となる公開の改正について

第一部分第一章第 6.3 節に新規性喪失の例外となる公開の状況、すなわち「国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として初めて公開された場合」を追加し、関連手続の実行及び審査要件を明確化した。また、国際展覧会の証明資料発行機構及び規定の学術会議及び技術会議の範囲を拡大し、他者により出願人の同意なく内容が漏洩されたことを出願人が知った場合の状況を細分化した。

第一部分第二章第 4.3 節は実用新案専利出願の新規性喪失の例外となる公開の初歩審査に対して第一部分第一章第 6.3 節の関連規定を適用することを明確化した。

##### 改正についての解説

国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を維持するために、発明創造を専利出願する前に投入して使用しなければならない場合もある。これらの発明創造について、これにより公開されていることを理由としてその新規性を否定し、専利権を獲得できなくなるのであれば、明らかに不公平であり、全体的な公共利益の条件にも合致しない。そのため、専利法第 24 条に改正を行い、「国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として初めて公開された場合」を新たに追加して新規性喪失の例外となる第 1 状況とした。審査指南ではこれに基づいて適応する調整を行い、上記の状況で、証明資料の発行部門が省級以上の人民政府の関連部門でなければならないと明確化した。また、出願人が出願日より前にすでに知っていた場合、出願人が出願日以降に自ら知った場合、及び出願人が専利局の通知書を受け取ってから知った場合に、実行しなければならない関連手続及び審査要件をさらに区分した。

出願人が関連の証拠材料を取得しやすくするために、審査指南では国際展覧会の証明資料発行機構の範囲を拡大し、改正前の「展覧会の主催機構が発行するものでなければならない」という記載を基礎として「展覧会組織委員会が発行する」という記載を追加した。

技術発展のグローバル化、学術討論の国際化の傾向に順応するために、専利法実施細則第 33 条第 2 項では「国务院の関連主管部門が認可した国際組織が開催する学術会議又は技術会議」も規定の「学術会議又は技術会議」の範囲内に組み込んだ。これに基づき、審査指南では適応する調整を行った。

また「他者により出願人の同意なく内容が漏洩された」場合について、審査指南では出願人が専利局の通知書を受け取った後に知った場合に実行しなければならない手続を追加し、出願人の合法的な権利と利益のよりよい保護のために支持を提供した。

#### (五) 国際出願の国内段階移行の改正について

## 1. 費用

第三部分第一章第 7.2.1 節では「中国専利局」が受理官庁として受理しかつ国際調査を行った国際出願の国内段階移行時に出願費用及び出願追加費用を減免することを明確化した。

第三部分第一章第 7.2.2 節では欧州特許庁、日本特許庁、スウェーデン特許庁の 3 つの国際調査機構が国際調査報告を行った国際出願は実体審査費用の減額を受けることができるという規定を削除した。

第三部分第一章第 7.3 節ではヌクレオチド及び/又はアミノ酸配列表の費用計算方式を改正し、改正後はヌクレオチド及び/又はアミノ酸配列表を明細書の単独部分として 400 頁を超える場合、当該配列表は 400 頁として計算する。

### 改正についての解説

審査の実務において、中国専利局と他の特許庁で関連の協定を締結しているため、中国専利局でしか受理しないが、他の特許庁が国際調査を行うという新たな状況が出現した。よって、審査指南では中国専利局が受理官庁として受理した国際出願が国内段階に移行する時の「出願費用及び出願追加費用」の減免条件について、中国専利局が「国際調査を行う」という限定を追加した。中国専利局でしか受理しないが、他の特許庁が国際調査を行う国際出願については、国内段階移行時に関連の費用の減免は受けられない。

対等の原則に基づき、欧州特許庁、日本特許庁、スウェーデン特許庁が国際調査報告を行った国際出願は実体審査費用の減額を受けることができなくなり、中国専利局が国際調査報告又は専利性に関する国内予備報告を行った国際出願についてのみ、実体審査費用の減免が受けられる。

400 頁を超える膨大な配列表明細書追加費用の計算方式についてさらに明確化した。すなわち、配列表が 400 頁未満であれば、明細書、添付図面、配列表に基づき、上記の 3 つの実際の頁数を合計した後に、納付しなければならない明細書追加費用を計算する。配列表が 400 頁を超えれば、明細書の実際の頁数、添付図面の実際の頁数及び配列表 400 頁に基づき、上記の 3 つを合計した後に、納付しなければならない明細書追加費用を計算する。

## 2. 書誌的事項の変更

国際事務局が出願人の実体の変更を記録する状況について、審査指南第三部分第一章第 5.10.1.2 節では国内段階移行後に証明資料を提出する要件を「しなければならない」から「必要であれば」に改正し、かつ例示方式で「必要であれば」についての解釈を追加した。

第三部分第一章第 5.10.2 節では国内段階の書誌的事項変更要件を調整し、「出願人が、国際出願の出願人又は発明者が異なる国家で使用している異なる名称又は氏名（言語の種類が異なるだけではない）を主張する」時に書誌的事項の変更を行わなくてはならないという規定を削除した。

改正についての解説：

専利法実施細則第 121 条第 1 項第 (6) 号では改正前の「国際段階で国際事務局に出願人変更手続を実行していれば、変更後の出願人が出願権を獲得できる証明資料を提供する」を基礎として、「必要であれば」という限定を追加しており、よって審査指南では適応する調整を行った。

審査の実務において、出願人又は発明者が異なる国家で異なる名称又は氏名を使用することがますます多くなっており、例えば国際公開された発明者又は出願人の氏名が、ZHANG San·Tom で、国内段階移行時に、出願人がそれを張三と翻訳する。改正前の審査指南の規定に基づくと、該氏名の翻訳は不適であり、審査官は出願人に補正するよう通知しなければならなかった。出願人が依然として張三を中国語氏名として使用したいのであれば、書誌的事項変更手続を行い、かつ対応する証明資料を提出しなければならなかった。しかし出願人は常にこれについて疑問を呈しており、自身の中国語氏名をこれまで変更したことはないため、書誌的事項変更手続を実行すべきではないと考えられていた。社会からの要望に応え、今回の審査指南の改正では関連要件を削除し、出願人は書誌的事項変更手続を実行する必要がなくなった。

### 3. 国際出願の臨時保護

審査指南第三部分第一章第 6 節では国際事務局が中国語で国際公開を行った場合、臨時保護の起算日は国際公開日又は専利局の公開の日から計算すると明確化した。

改正についての解説

専利法実施細則第 132 条第 2 項では、「発明専利権の獲得を要求する国際出願が、国際事務局により中国語で国際公開された場合、国際公開日又は国务院専利行政部門の公開の日から専利法第 13 条の規定を適用する」と規定しており、そのうちの「又は国务院専利行政部門の公開の日」が新たに追加した内容である。この新たに追加した内容は主に審査の実務において、出願が中国国内段階に早期に移行して早期公開が請求されると、国内公開日が国際公開日よりも前になるものもあり、臨時保護の効力の起算日が計算の根拠を欠くという実際の状況を解決するためのものである。審査指南では専利法第 13 条の臨時保護を適用する開始日をさらに細分化した。具体的には、中国語で国際公開された国際出願について、その臨時保護は国際公開日と専利局の公開日のうちの早い日を開始日とする。

#### (六) 出願人にとっての利便化、手続実行の簡略化の関連の改正について

##### 1. 発明の名称の文字数

審査指南では発明の名称の文字数の要件を改正し、改正後の発明の名称の要件では一般的に 25 文字を超えてはならず、必要であっても 60 文字を超えてはならない。

改正についての解説

経済社会の発展及び科学技術の絶え間ない進歩に伴い、多くの新興分野及び新興技術が絶え間なく出現している。使用する技術用語が通常は長い名称を有する分野もある。発明の名称の文

字数の制限を適切に緩和することで、発明専利出願で保護を請求する主題又は種類を的確に示し、技術発展の要件に適応させるのに有利となる。

## 2. 配列表の提出要件

第一部分第一章第 4.2 節では電子出願及び紙出願の配列表の提出要件についてそれぞれ規定を行っており、そのうち電子出願について、「規定に合致するコンピューター読み取り可能な形式の 1 部の配列表を明細書の単独部分として提出しなければならない」という規定を新たに追加した。第二部分第十章第 9.2.3 節でこれに基づいて適応する改正を行った。

第三部分第一章第 3.2.1 節では国内段階に移行した国際出願の配列表の提出要件を改正し、国際段階の配列表を明細書の単独部分として提出する場合、国内段階に移行した後に、規定に合致するコンピューター読み取り可能な形式の 1 部の配列表を提出するだけでよいということを明確化した。それに対応して、400 頁以上のヌクレオチド及び/又はアミノ酸配列表の提出形式についての個別の規定をなくした。

### 改正についての解説

ヌクレオチド又はアミノ酸配列表に関する通常の国内出願について、当該出願が電子出願である場合、出願人は規定に合致するフォーマットのコンピューター読み取り可能な形式の 1 部の配列表を提供すればよい。当該出願が紙出願である場合、依然として頁番号を個別に付けた配列表を提出し、かつ出願と同時に当該配列表と一致するコンピューター読み取り可能な形式の 1 部の配列表の副本を提出しなければならない。

中国国内段階に移行した国際出願について、配列表の提出要件をさらに簡略化しており、電子出願であっても紙出願であっても、規定に合致するコンピューター読み取り可能な形式の 1 部の配列表を提出するだけでよい。

注意すべきこととして、『ヌクレオチド又はアミノ酸配列表の電子ファイルの標準の調整に関する公告』（国家知識産権局公告第 485 号）に基づくと、2022 年 7 月 1 日から、国家知識産権局に提出する国内専利出願及び PCT 国際出願で、専利出願書類に配列表が含まれる場合、配列表の電子ファイルは WIPO ST. 26 標準の要件に合致しなければならない。

## 3. 要約書の添付図面の提出方式

第一部分第一章第 4.5.2 節、第三部分第一章第 3.2.3 節などの複数の章節で要約書の添付図面の提出方式を改正し、要約書の添付図面を「提出する」という記述を、要約書の添付図面を「指定する」という記述に改正した。

### 改正についての解説

専利法実施細則第 26 条第 2 項では専利出願書類の提出要件を簡略化し、要約書の添付図面を「提供する」という記述を、要約書の添付図面を「指定する」という記述に変更し、専利法実施

細則第 121 条第 1 項第 (5) 号でも要約書の添付図面について同様の改正を行った。これに基づき、審査指南で適応する改正を行った。

#### 4. 先行出願書類の副本の提出方式

第一部分第一章第 6.2.1.3 節に「専利法第 18 条第 1 項の規定に基づき、代理機構に委任する場合、出願人は先行出願書類の副本を自ら提出することができる」という規定を追加した。

#### 改正についての解説

出願人の負担を徹底的に軽減するために、専利法実施細則第 18 条では代理の強制の例外の状況を規定した。審査指南では適応するように改正を行い、専利出願で代理機構に委任しなければならない場合、出願人が専利事務、例えば先行出願書類の副本の提出などを自ら実行できるということを追加した。

### 三、まとめ

専利法及びその実施細則の改正に適応し、手続の実行をさらに簡略化し、審査フローをさらに最適化するために、審査指南の関連部分に調整及び整備を行った。そのうち、我が国の特許協力条約実施細則の関連条項に行っていた保留の記述をなくし、引用による補充、期限を超えた優先権回復、優先権主張の訂正と追加などの内容を新たに追加し、専利審査制度を整備し、出願人の合法的な権利と利益を保護するために有力な保障を提供した。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art\\_2199\\_189880.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_2199_189880.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。